



# 経理の窓 4月号

平成26年4月1日号

3月は消費税増税前の広告にも乗せられて、いつもの月よりも多く買い物をしてしまいました。総額表示から本体価格の表示に“安い”と錯覚しそうになります。

<b>今月の税務</b>	<b>法人</b> : 2月決算法人の確定申告と納付 <b>地方税</b> : 軽自動車税の納付 固定資産税と都市計画税の第1期分の納付 <b>個人</b> : 所得税の振替納税日、4月22日(火) 消費税の振替納税日、4月24日(木) (口座振替での納税をご利用の場合)
--------------	---

## 平成26年度税制改正に関する法案が可決・成立しました。

平成26年度税制改正に関する法案「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方法人税法案」が平成26年3月20日に国会で可決・成立しました。

### 「所得税法の一部を改正する法律」について

「所得税法等の一部を改正する法律」は、平成26年度税制改正の大綱の内容に沿うものです。法律案は、財務省のホームページに掲載されています。施行日は、平成26年4月1日です。

#### 《法律の概要》

- 個人所得税
  - ・給与所得控除の上限の引き下げ
- 法人課税
  - ・生産性向上設備投資促進税制の創設（所得税についても同様）
  - ・中小企業投資促進税制の拡充（所得税についても同様）
  - ・所得拡大促進税制の拡充（所得税についても同様）
  - ・復興特別法人税の廃止（課税期間を1年前倒しして終了）
  - ・交際費課税の緩和
- 消費課税
  - ・自動車重量税のグリーン化
- 国際課税
  - ・国際課税原則の総合主義から帰属主義への変更
- 納税環境整備
  - ・換価の猶予制度の見直し
- 期限切れ租税特別措置の延長等
  - ・特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の延長（2年）
  - ・旅行者等が入国の際に携帯等して輸入するウイスキー等又は紙巻きたばこに係る酒税又はたばこ税の税率の特例措置の延長等（1年）

## 「地方法人税法」について

「地方法人税法」は、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、法人住民税法人税割の引き下げにあわせて、地方交付税の財源を確保するために創設されました。地方法人税は、国税で、施行日は、平成26年10月1日です。

(1) 納税義務者 : 法人税を納める義務がある法人。

(2) 税額の計算

① 課税標準 : 各事業年度の所得に対する法人税の額。

(注) 利子配当等に係る所得税額控除等は適用せずに計算。また、附帯税の額は除く。

② 税率 : 4.4%

(3) 申告及び納付

① 申告及び納付は、国(税務署)に対して行う。

② 申告書の提出期限は、法人税の申告書の提出期限と同一。

(4) その他

還付の手続き等及び罰則については、法人税と同様とする所要の整備を行う。

(5) 適用開始

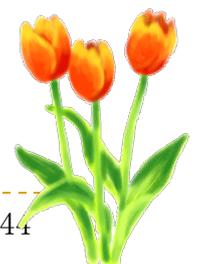
平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

関連する法改正

● 地方税法改正 : 法人住民税法人税割の税率を合計4.4%引き下げ。

(都道府県分 : 1.8%、市町村分 : 2.6%)

● 地方交付税法等改正 : 地方法人税の税収全額を交付税特別会計に直入。



有限会社 たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>